

事務局組織規程

公益社団法人日本フィランソロピー協会

〔目的〕

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本フィランソロピー協会（以下「本協会」という。）の定款第 6 1 条（現行「定款」第 6 3 条）に基づき、本協会の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

（事務局の組織）

第 2 条 本協会の事務局に次の 3 グループを置く。

- （1） 総務グループ
- （2） 経理グループ
- （3） 事業グループ

2 グループの名称及び分掌事務は、別表に定める通りとする。

（職制）

第 3 条 事務局に事務局長、グループ長を置く。また、事務局次長をおくことができる。

（事務局長・事務局次長）

第 4 条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、所掌事務を整理するとともに、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長は、事務局長及び事務局次長に事故あるとき又は事務局長及び事務局次長が欠けたときは、事務局長代理を指名する。

4 グループ長に事故あるとき又はグループ長が欠けたときは、その職務を代行する。

（グループ長）

第 5 条 グループ長は、グループの最高管理者として、それぞれのグループの所掌事務を処理する。

（補則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人日本フィランソロピー協会の設立登記のあった日から施行する。

別表

各グループの職務分掌

総務グループ

1. 法人の運営に関する事
2. 定時社員総会・定時理事会その他の会議に関する事
3. 定款の改正、その他諸規程の制定及び改廃に関する事
4. 契約に関する事
5. 職員の人事及び福利厚生に関する事
6. 報酬、給与及び旅費に関する事
7. 公印の保管に関する事
8. 文書の保存に関する事
10. 事務局の組織に関する事
11. 情報公開に関する事
12. 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他のグループの所掌に属しない事

経理グループ

1. 事業計画・収支予算及び決算に関する事
2. 収入及び支出に関する事
3. 資金計画の策定に関する事
4. 現金、預金、有価証券及び物品の出納に関する事
5. 財産の管理に関する事
6. その他の経理・財務に関する事

事業グループ

1. 事業の企画・調査に関する事
2. 事業の普及啓発に関する事
3. 国・県・市町村・財産等からの補助・受託事業に関する事
4. 法人の広報に関する事
5. その他法人の事業推進に関する事